

添付書類等チェックシート (ハンセン病元患者家族補償金申請用)

ハンセン病元患者家族補償金の請求に関して、下記の請求者について、請求書、添付書類を提出します。

請求者情報	ふりがな		生年 月日	
	氏名			
	住所			
	請求 年月日			

- ※ 各添付書類の左上に添付書類番号を記載してください（順不同）。
- ※ 添付している書類欄にチェックするとともに、添付書類の種類、添付書類番号を記入してください。
- ※ 書類の入手方法等については、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A
[（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html) を参照してください。Q&Aは、ご自宅等に郵送することも可能です。厚生労働省の補償金相談窓口にご相談してください。

添付書類 番号	書類の種類	チェック	備考
1. 基礎資料			
①	請求書 (様式1 及び様式2)		必ず提出 してください。
①-1	委任状 又は成年後見人であることを証明する書類 ※ 詳しくは、Q&AのQ12～Q15 を参照してください。		請求者本人以外の方が請求書を作成する場合は、 必ず提出 してください。
2. 添付資料			
②	住民票の写し (請求者の氏名・性別・生年月日・ 住所を確認できる書類) ※ 「住民票の写し」のコピーではなく、「住民票の写し」の 原本を提出してください(専用の紙に印字されたもの)。 詳しくは、Q&AのQ17を参照してください。		必ず提出 してください。
②-1	戸籍の附票の写し(請求者分) ※ 住民票同様、コピーしたものは無効です。 詳しくは、Q&AのQ24-1、Q24-2、Q34 を参照してください。		※ 本籍・筆頭者の氏名は表示すること。 ※ 住所等を証明したい時期に本籍を置いていた市町村に書類が現存していない場合は、その旨「厚生労働省への伝達事項」欄に記載してください。
②-2	戸籍の附票の写し (ハンセン病歴のある方分)		
(1) 請求者の家族であったことがある者に関する書類			
④	ハンセン病療養所の 在園証明書・退所証明書等 ※ 取得方法等について、詳しくは、 Q&AのQ25を参照してください。		ハンセン病歴のある方に、療養所入所歴がある場合は、 必ず提出 してください。
③	補償金・賠償金・和解金・給与金等の 支給を受けたことを証明する書類		ハンセン病歴のある方に療養所入所歴がない場合は、③・⑤のいずれかを 必ず提出 してください。
⑤	診断書、診療録等		
⑥	個人情報の取扱いに 関する同意書(様式4)		③～⑤のいずれかを提出する場合は、 提出不要 です。 ③～⑤のいずれも提出できない場合で、ハンセン病歴のある方が御存命の場合は⑥を、既にお亡くなりになっている場合は⑦を、 必ず提出 してください。
⑦	ハンセン病歴のある方が死亡した 事実を証明する書類		

(次ページにお進みください)

添付書類 番号	書類の種類	チェック	備考
(2) 請求者及び請求者の家族に関する書類			
	⑨ 戸籍謄本 ※ 「請求者とハンセン病歴のある方に 請求書に記載の関があることを確認 できるもの」を提出してください。		必ず提出 してください。 ※ 戸籍により家族関係を提出できない場合も提出してください。 ※ 請求者の情報が搭載されている「現在」の戸籍では、請求者とハンセン病歴のある家族の関係を証明できない場合があります。詳しくは、Q&AのQ31を参照してください。
	⑩ 家族関係(事実婚関係を除く)に関する申立書(様式5)		戸籍により家族関係を証明できる場合は、 提出不要 です。戸籍により家族関係を証明できない場合は 必ず提出 してください。 ※ ⑩・⑪は必須。⑪を提出できない場合は、⑫を提出してください。 ※ 詳しくは、Q&AのQ32参照してください。
	⑪ 公的機関が発行した書類 (事実婚関係以外)		
	⑫ その他家族関係の確認に 参考になる書類		
	⑭ 事実婚関係に関する 申立書(様式6)		戸籍により家族関係を証明できる場合は 提出不要 です。証明したい関係に、事実婚関係が含まれる場合は 必ず提出 してください。 ※ ⑭・⑮は必須。⑮を提出できない場合は、⑯を提出してください。 ※ 詳しくは、Q&AのQ33を参照してください。
	⑮ 同一世帯に属していたことを 証明する住民票の写し		
	⑯ その他事実婚関係に関し 参考になる書類		
	⑱ 同居に関する申立書 (様式7)		次の場合は提出不要です。 ・ハンセン病歴のある方が、請求者の ＜親・子・配偶者・兄弟姉妹＞である場合 ・ハンセン病歴のある方が、請求者の ＜親・子・配偶者・兄弟姉妹＞以外の者で あり、②-1、②-2の両方を提出できる場合 それ以外の場合は 必ず提出 してください。 ※ 詳しくは、Q&AのQ24-1、Q24-2、Q34を参照してください。
	⑲ 同居の確認に関し 参考になる書類		
(3) その他			
	⑳ 振込みを希望する 金融機関の名称及び口座番号 を明らかにする書類		必ず提出 してください。 ※ 弁護士等で、本人以外の名義の口座を振込先に指定する方は、別途、弁護士資格を証明する書類を提出してください。。
	㉑ 添付書類の日本語訳		必ず提出 してください(外国語で作成された添付書類がある場合のみ)。

<厚生労働省への伝達事項>

提出必須とされている書類について提出できない特別な事情(※1)がある場合は、下の欄にその旨記載してください。

※1 保存年限超過により、文書を保有している市町村等で文書が廃棄されてしまっていたなど。
※2 以下の欄をあらかじめ記載いただくことにより、認定までに要する時間が短くなる可能性があります。
※3 必要な書類が未提出である理由が記載されていない場合、厚生労働省から確認の連絡をいたします。
連絡がつかない場合、認定までに要する時間が長くなる可能性があります。